

会 議 録 (1)

会 議 の 名 称	令和元年度 (第 1 回) 入間市国民健康保険運営協議会
開 催 日 時	令和元年 7 月 2 3 日 (火) 午後 1 時 5 8 分開会・午後 3 時 0 8 分閉会
開 催 場 所	入間市役所 B 棟 5 階 全員協議会室
議 長 氏 名	松下庄一
出席委員 (者) 氏名	1 号委員 荒岡真由美、齋藤大治、齋藤めぐみ、中沢茂樹 晝間達夫 (会長代理) 2 号委員 粕谷光由、澤田壽一、寺師良樹、宮城公子 村下紀明 3 号委員 椛島隆富、築地芳枝、中林誠一、永田雅良 松下庄一 (会長) 4 号委員 齊藤仁、佐瀬満雄、清尾修
欠席委員 (者) 氏名	なし
説明者の職氏名	議事 (1) 平成 3 0 年度入間市国民健康保険特別会計決算見込みについて 坂田主幹 (2) 令和元年度入間市国民健康保険特別会計補正予算 (第 1 号) (案) について 坂田主幹 (3) 令和 2 年度以降の税率改定について 田島副主幹 (4) 入間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について (案) 田島副主幹 その他 (1) 報告事項 ① 糖尿病性腎症重症化予防事業について 須田副主幹 ② 高血圧者受診勧奨事業について 須田副主幹 ③ 医療費の増加抑制に係る P R について 坂田主幹
会 議 次 第 (公開・非公開の別)	別紙「会議録 (2)」のとおり (公開)
非 公 開 理 由	
傍 聴 者 数	0 人
配 布 資 料	別紙のとおり
事務局職員職氏名	市 長 田中龍夫 健康推進部長 宮岡実 健康推進部次長 近藤健司

	国保医療課長 村田雄一 国保医療課主幹 坂田誠 国保医療課副主幹 須田香織、田島由美子 収税課長 豊泉兼一 収税課主幹 文字山繁夫 健康管理課長 石原健二 地域保健課長 須田美菜子
会議録作成方法	要点記録

会 議 録 (2)

議事の概要 (経過) ・決定事項

- 1 委嘱状交付
- 2 開会 (司会)
- 3 会長あいさつ (松下会長)
- 4 市長あいさつ (田中市長)
- 5 議事 (議長：会長)
 - (1) 平成30年度入間市国民健康保険特別会計決算見込みについて (事務局からの説明・質疑応答の後に全員了承)
 - (2) 令和元年度入間市国民健康保険特別会計補正予算 (第1号) (案) について (事務局からの説明・質疑応答の後に全員了承)
 - (3) 令和2年度以降の税率改定について (事務局からの説明・質疑応答の後に、令和2年度の税率改定は見送り、令和3年度以降の税率改定は令和元年度決算状況等を踏まえ令和2年度に審議を行うこととする)
 - (4) 入間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について (案) (事務局からの説明・質疑応答の後に全員了承)
- 6 その他
 - (1) 報告事項
 - ① 糖尿病性腎症重症化予防事業について
 - ② 高血圧者受診勧奨事業について
 - ③ 医療費の増加抑制に係るPRについて
- 7 閉会 (晝間会長代理)

会議録(3)

発言者	発言内容
事務局 市長 市長 市長	<p>(委嘱状交付)</p> <p>開会(省略)</p> <p>会長あいさつ(省略)</p> <p>市長あいさつ(省略)</p>
事務局	<p>本日の出席委員は18名で、全委員の出席をいただいています。定足数に達しておりますので、会議を開催いたします。本日の会議の議事録署名委員は、1号委員から齋藤大治委員、4号委員から佐瀬委員を指名します。</p> <p>それでは、議事に入ります。議題1、平成30年度入間市国民健康保険特別会計決算見込みについて事務局より説明願います。</p> <p>資料につきましては、資料1-(1)、1-(2)になります。</p> <p>資料1-(1)には、決算の全体像と歳入歳出の各科目の金額を記載しています。資料1-(2)は、主な歳入歳出の内容についてとりまとめた報告書になります。資料1-(1)を基に説明いたします。</p> <p>まず、決算の概要、全体像についてですが、資料の1ページ、2ページをご覧ください。</p> <p>円グラフで歳入歳出の全体像を表したものになります。左のページが歳入、右のページが歳出になります。</p> <p>平成30年度からの国保制度改革により国保が広域化され、都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の国保運営に中心的な役割を担い、制度の安定化を図ることになりました。これに伴い、従来、市町村で行っていた国・社会保険診療報酬支払基金の交付金等の収入や拠出金等の支出に関する事務については、都道府県がその事務を行うことになったことから、平成29年度決算と比べ、平成30年度決算の歳入・歳出総額は、大幅な減少となりました。</p> <p>次に、歳入についてですが、グラフを時計で例えますと、0時から2時半の部分は、歳入の根幹をなす国民健康保険税で、全体の約21%を占めています。次にグラフの2時半から10時の部分ですが、医療費支出や特定健診、保険者努力支援に対する県からの交付金で、全体の約65%を占めています。次に10時から11時くらいの部分ですが、「一般会計繰入金」になります。このうち、「キ」のいわゆる法定分は、低所得者の保険税の軽減に対する国・県からの補填金などです。「ク」の「その他」、いわゆる法定外繰入金は、歳入歳出の収支不足を補うため、一般会計に助けてもらったお金4億985万円です。次に残る12時までの部分ですが、平成29年度からの繰越金のほか、国保税の延滞金、第三者行為に係る返納金などになります。</p> <p>右のページ、歳出についてですが、0時から8時の部分が、保険者として医療機関や被保険者に直接支払いをする医療費等の保険給付費で、全体の約65%を占めています。8時から11時の部分が、医療給付費分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分に係る市負担分として、県に納付する国民健康保険事業費納付金で、全体の約26%を占めています。残る11時から12時の部分は、総務費、保健事業費、基金積立金など</p>

の費用になります。全体像についての説明は、以上です。

続きまして、歳入歳出の各科目について説明いたします。3ページ、4ページをご覧ください。

歳入についてですが、網掛けをしてあります科目「款」毎に、金額の左から2列目の決算見込額と6列目の前年度比較により説明いたします。

まず、款1国民健康保険税につきましては、平成30年度に実施した税率改定の効果で、被保険者数は減少したものの、決算見込額は34億2,924万円であり、前年度より253万円の増額となりました。

次に、款2使用料及び手数料は、国保税の納税証明書の交付手数料で、決算見込額は1万200円です。

款3国庫支出金の決算見込額は、災害臨時特例補助金の11万8千円です。前年度比較36億9,606万円の減少となりました。これは、療養給付費等負担金、調整交付金等が、国保の広域化に伴い、県の収入となったことによるものです。

次に、款4県支出金は、前年度比較96億3,577万円の増加となりました。これは、国保広域化に伴い、市が支払う療養の給付等に係る費用を県が全額交付することになったことによるものです。この交付金の内訳は、出産、葬祭等を除く保険給付費の支払いに対して交付される普通交付金104億3,566万円と、特定健康診査等の費用に対する国・県の負担分及び保険者努力に対する支援金等の特別交付金2億3,906万円です。

次に、款5財産収入は、国民健康保険財政調整基金と出産費資金貸付基金の利子収入で、決算見込額は18万5,152円です。

款6繰入金については、14億234万円となり、前年度比較2億7,550万円の減少となりました。先ほど全体像で説明しましたが、法定分の決算見込額は6億6,865万円、法定外の決算見込額は4億984万円です。基金繰入金は、前年度比較3億2,384万円の皆増になりました。これは、平成30年4月1日に廃止した保険給付費支払基金、高額療養費つなぎ資金貸付基金から新たに設置した国民健康保険財政調整基金へ積み立てるため、繰入れを行ったことによるものです。

款7繰越金は、平成29年度からの繰越金8億367万円です。

款8諸収入は、国保税の延滞金、交通事故などによる第三者行為の返納金で、9,237万円となりました。

歳入総額は、164億267万円で、前年度に比べ24億4,140万円の減額となりました。これは、国保広域化に伴い、医療費等に係る国等の負担分として市が収入していた国庫支出金(一部)、療養給付費等交付金及び前期高齢者交付金について、県の収入となったことや高額医療費などの共同事業が廃止となったことによるものです。

続きまして、歳出についてですが、9ページ、10ページをご覧ください。

款1総務費ですが、被保険者証の発行やレセプトの審査費用などの事務費で、5,755万円となりました。前年度に比べ1,293万円の減額となりました。これは、前年度は、広域化に伴い新たに国保情報集約システムを導入したことや、税統合システム等を改修したことによるものです。

款2 保険給付費、医療機関や被保険者に対して支払う医療費等ですが、104億5,598万円で、前年度に比べ8,610万円の減少となりました。これは、前年度よりも一人当たりの医療費は増加しているものの、被保険者数が年度平均で1,954人減少していることから全体としては、減少しています。

11ページ、12ページをご覧ください。

続きまして、款3 国民健康保険事業費納付金は、前年度比較41億2,829万円の皆増となりました。これは、国保広域化に伴い、市が支払う療養の給付等に係る費用を県が全額交付するための市負担分と、後期高齢者医療制度への支援金等及び介護保険制度への納付金に係る費用の市負担分として、新たに納付するものです。

款4 共同事業拠出金の決算見込額は2,380円となりました。前年度に比べ40億8,307万円の減少となりました。これは、高額医療費共同事業拠出金、保険財政共同安定化事業拠出金が、国保の広域化に伴い、事業が廃止となったことによるものです。

款5 保健事業費は、特定健康診査や糖尿病性腎症重症化予防事業などの保健事業に係る費用ですが、決算見込額は1億9,155万円となりました。

次に、款6 基金積立金は、前年度対比4億3,250万円の増加となりました。これは、新たに設置した国民健康保険財政調整基金に積み立てたことによるものです。

款7 公債費は、万一、支払金等に不足が生じ、金融機関等から借入れが必要となった場合の、利子の支払い費用ですが、借入れは行っていません。

13ページ、14ページをご覧ください。

款8 諸支出金は、前年度対比5億4,062万円の増加となりました。これは、主に国等への過年度償還金、一般会計への繰出金によるものです。

歳出総額は、159億7,653万円で、前年度に比べ20億6,387万円の減額となりました。これは、国保広域化に伴い、他の医療保険制度を支援等するために市が支出していた「後期高齢者支援金等」、「前期高齢者納付金等」及び「介護納付金」について、県が支出することとなったことや高額医療費などの共同事業が廃止となったことによるものです。

15ページをご覧ください。

平成30年度決算見込額の総括ですが、歳入総額164億267万6,707円から、歳出総額159億7,653万5,252円を差引いた形式収支では、4億2,614万1,455円の黒字となりました。

この形式収支額から、前年度形式収支額8億367万354円と、その他一般会計繰入金4億984万6,613円、基金繰入金3億2,384万4,701円を差し引き、基金積立金4億8,256万3,136円、一般会計繰出金4億円を加えた実質単年度収支では、2億2,865万7,077円の赤字となっています。

平成30年度入間市国民健康保険特別会計決算見込みについての説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

何かご質疑等ございますか。

会 長

清尾委員 事務局	<p>1点目の質問ですが、資料5ページのその他一般会計繰入金の決算見込額が4億900万円で、前年度と比較し減額となっていますが、減額となった要因は何でしょうか。</p> <p>2点目に、昨年度に作成しました赤字削減解消計画のなかで、平成29年度は、埼玉県が示す計画上対象赤字額は黒字ということでしたが、平成30年度は黒字になるのか教えてください。</p>
事務局	<p>1点目の、その他一般会計繰入金の決算見込み額が減額となった主な理由は、国保税率の改定を行っていることで、調定額でいえば約2億300万円程度の増額、収納率をかけても1億9000万円程度の増額の効果になります。また、平成30年度から、国の財政支援が全国で3,400億円投入されていますので、そういったものの効果だと思います。</p> <p>2点目について、今回の決算状況を見ますと、2億円ほど赤字の対象額があるのですが、後期高齢者支援金、前期高齢者交付金が県の事務となり、市で金額を把握していませんので、今後、県の方から前々年度の精算金額が示された段階で赤字について判明しますので、年明けに報告できると思います。</p>
清尾委員 事務局	<p>もし、赤字になった場合には、赤字削減解消計画を作成する必要があるのですか。</p> <p>平成30年度決算において赤字が生じた場合については、令和2年度の当初予算を編成した時点で、赤字が解消できる見込みであれば、赤字削減解消計画は提出する必要はないのですが、もし、令和2年度の当初予算で赤字が解消できないようであれば、新たに県に赤字削減解消計画を提出する必要があります。</p>
会長	<p>他にご質疑等ありますか。</p> <p>(質疑なし)</p>
会長	<p>平成30年度入間市国民健康保険特別会計決算見込みについては、ご了承いただいてよろしいでしょうか。</p> <p>(意義なし)</p>
会長	<p>議案のとおり了承します。</p> <p>議題2、令和元年度入間市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）（案）について事務局より説明願います。</p>
事務局	<p>議事2、令和元年度入間市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）（案）について、説明いたします。</p> <p>資料2の1ページ、2ページをご覧ください。</p> <p>今回補正する科目については、網掛けをしてあるものになります。補正額につきましては、右から3列目の補正第1号になります。</p> <p>歳入の補正内容ですが、款5財産収入は、後ほど歳出で説明しますが、国民健康保険財政調整基金の積み増しによる運用利子と出産費資金貸付基金の利子収入の見込みにより、14万2,000円の増額をするものです。</p> <p>次の款7繰越金は、平成30年度決算による形式収支4億2,614万円を繰り越すものです。</p> <p>3ページ、4ページをご覧ください。</p> <p>左から3列目の充用についてご説明いたします。本来であれば、協議会においてご承認をいただかねばなりません。緊急を要したことから充用いたしました。内容としては、前回2月の運協でご説明しました旧</p>

<p>会 長 中 林 委 員 事 務 局</p> <p>中 林 委 員 事 務 局 会 長</p> <p>会 長</p> <p>会 長 事 務 局</p>	<p>被扶養者の減免基準の見直しに伴う税システム改修に係る費用で、当初は無償での改修を予定していましたが、急遽有償になり、止むを得ず、予備費から充用しました。</p> <p>次に歳出の補正内容ですが、款3国民健康保険事業費納付金の917万1,000円の減額は、県納付金の額の確定（本算定）による減額補正をするものです。納付金の額については、年度の途中で変更されることはないという説明申し上げているところですが、今回の減額補正については、当初予算額は、「秋の試算」に基づいて計上していますが、それを平成31年1月の本算定の金額に合わせるものです。</p> <p>次に、款6基金積立金3億8,545万3,000円の増額は、主に事業費納付金の支払金不足に備えるため、「国民健康保険財政調整基金」への積み増しであり、3億8,531万2,000円を計上するものです。残る14万1,000円については、預金利子収入の増額見込みによるものです。</p> <p>次に、款8諸支出金 項1償還金及び還付加算金 目5償還金4,999万9,000円の増額については、前年度の保険給付費等交付金の精算に係る返還金の見込額を計上するものです。</p> <p>以上の補正内容により、歳入、歳出、それぞれ4億2,628万2,000円を追加し、補正後の総額を156億3,909万1,000円とするものです。</p> <p>令和元年度入間市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）（案）についての説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p> <p>何かご質疑等ございますか。</p> <p>充用についての説明で、税システム改修に係る費用が、当初発生しないということでしたが、費用が発生した理由は为什么呢。</p> <p>令和元年度の当初予算については、前年度の10月頃に積算をするのですが、積算時に、税システムの開発業者に改修に係る見積もりをお願いしたところ、無償で対応するとのことでしたが、平成31年2月下旬に業者より見積もり内容に誤りがあり、有償になるということになって緊急に充用が必要になったものです。</p> <p>見積もり内容に間違いがあったということですか。</p> <p>そのとおりです。</p> <p>他にご質疑等ありますか。</p> <p>（質疑なし）</p> <p>令和元年度入間市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）（案）については、ご了承いただいでよろしいでしょうか。</p> <p>（意義なし）</p> <p>議案のとおり了承します。</p> <p>議題3、令和2年度以降の税率改定について事務局より説明願います。</p> <p>議事3、令和2年度以降の税率改定についてご説明いたします。資料3をご覧ください。</p> <p>始めに、1、市税率と県が示す標準保険税率による賦課総額での不足額について、ご説明いたします。</p> <p>①平成30年度当初課税の市税率を標準保険税率（平成30年度）に置き換えた場合の不足額は、約1億7,500万円です。</p> <p>②令和元年度当初課税の市税率を標準保険税率（令和元年度）に置き</p>
---	---

換えた場合の不足額は、約2億9,379万円です。平成30年度と令和元年度を比較すると、1億1,879万円の増加となっています。

次に、2、法定外繰入金の状況について、ご説明いたします。

法定外繰入金の状況については、平成29年度は7億5,654万8,880円、平成30年度の決算見込は4億984万6,613円、令和元年度当初予算は1億8,853万9,000円となっていますが、国保財政調整基金から3億7,500万円を繰り入れています。

次に、3、国民健康保険財政調整基金残高の状況について、ご説明いたします。

財源不足を補うための財政調整基金は、令和元年9月補正（案）で前年度繰越金の一部等3億8,531万円を財政調整基金へ積み増しすることにより、表のR1.10積み増し見込の欄の記載のとおり、補正後の残高は4億9,287万円となる見込みです。

表を時系列で見ますと、表のH31.3決算見込の太枠内ですが、平成30年度末の残高は4億8,256万円で、ここから、令和元年度当初予算で3億7,500万円を取り崩していますが、右端の欄、R1.10積み増し見込で、3億8,531万円を積み増した結果、太枠内の額、4億9,287万円の残高となる見込みです。

次に、4、国からの財政支援について、ご説明いたします。

平成30年度からの国保広域化に伴い、国からの財政支援の拡充が図られ、毎年3,400億円の財政支援が投入されているところですが、令和2年度に更に約500億円の財政支援が追加される見込みとなっています。

最後に、これまでご説明しました内容に基づき、2ページをご覧ください。

5、令和2年度の税率改定について、ご説明いたします。

令和2年度の税率改定については、説明しました1から4の状況に基づき勘案しますと、まず、市税率と標準保険税率では、令和元年度で約2億9,379万円の不足が生じています。一方で、令和2年度に国の財政支援500億円の拡充が見込まれております。

また、令和元年度末の国保財政調整基金残高は約4億9,287万円の見込みとなっています。

それから、標準保険税率は毎年度県から示されること、また広域化後の決算状況が市として初年度であり、県の状況がまだ示されていないことから、税率改定を実施するには不透明な要素が多くあります。よって、令和元年度の決算状況等を含めて、税率改定の規模や時期等を見極める必要があります。

以上の状況から、令和2年度当初予算において収支不足が生じた場合であっても、国保財政調整基金での対応が可能であることから、令和2年度の税率改定については見送ることが望ましいと考えます。

なお、令和3年度以降の税率改定については、令和元年度の決算状況等を踏まえながら、令和2年度に当協議会で協議していただきます。説明は以上となります。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

只今、事務局より説明がありましたが一つ目として、令和2年度の税率改定を実施するか否か、ご協議いただきます。

会 長

中 沢 委 員	<p>事務局の案としては、現状を勘案すると令和2年度の税率改定は、見送ることが望ましいとの説明でした。</p> <p>これについて、ご協議願います。ご質疑等ありますか。</p> <p>税率改定については、状況を見ながら協議会で協議していくことがよいのではないのでしょうか。</p>
齋藤め委員	<p>県の決算額が確定しない中で、税率改定をしてしまうのは危険だと思います。数字の見通しがたってから、税率改定を行うほうがよいと思います。</p>
齋藤大委員 事 務 局	<p>3,400億円の財政支援が、毎年、国から支援されるのでしょうか。</p> <p>平成30年度から、全国規模で、国から3,400億円の財政支援が投入されていますが、今後も支援については、継続される見込みであります。また、令和2年度については、500億円が追加されるような話もしておりますので、その辺りは少し不透明な部分ではあります。</p>
齋藤大委員 澤 田 委 員	<p>今後、税率が低く抑えられることが期待できそうな気がします。</p> <p>ここ何年か、税率改定を行ってきましたので、来年度は見送り、様子をみた上で、決めた方がよいかと思えます。</p>
会 長	<p>他にご質疑等ありますか。</p> <p>(特になし)</p>
会 長	<p>ただいまの意見をまとめますと、事務局案として出された令和2年度の税率改定については見送る方が望ましいとのことですので、一つ目の令和2年度の税率改定については、実施しないことをご了承いただいでよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
会 長	<p>では、令和2年度の税率改定については、実施しないということをご了承いたします。</p>
会 長	<p>次に二つ目の令和3年度以降の税率改定については、令和元年度の決算状況等を踏まえながら、令和2年度に当協議会にてご審議いただくということで、ご了承いただいでよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
会 長	<p>では、令和3年度以降の税率改正については、令和元年度の決算状況等を踏まえながら、令和2年度に当協議会にて審議することで、承認いたします。</p>
事 務 局	<p>議題4、人間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について(案)を議題とします。事務局より説明願います。</p> <p>議事4、人間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について(案)「賦課限度額の改定について」をご説明いたします。資料4をご覧ください。</p>
	<p>地方税法施行令の一部が改正(平成31年3月31日公布、4月1日施行)され、基礎課税額の法定賦課限度額が引き上げられたことに伴い、条例の賦課限度額を法定賦課限度額まで表のとおり引き上げる条例改正を12月市議会へ提案するものです。</p> <p>適用年度は、令和2年度分から適用いたします。</p> <p>なお、埼玉県国民健康保険運営方針では、「賦課限度額は、法定賦課限度額のとおり設定することを目指す」旨の方針が示されております。</p> <p>改正内容については、表のとおり、基礎課税額である医療給付費分の賦課限度額を3万円引上げ、58万円から61万円とし、合計93万円</p>

<p>会 長 会 長 会 長 事 務 局</p>	<p>から96万円の引上げとなる改正を行いたいものです。</p> <p>なお、後期高齢者支援金等分及び介護納付金分の改正はありません。</p> <p>賦課限度額を引き上げた場合の影響については、令和元年7月1日現在の賦課情報で試算したところ、加入世帯の影響としては、改正により、賦課限度額超過世帯数は46世帯の減少となります。超過世帯数は全体の1.62%になります。</p> <p>賦課額への影響については、3万円の賦課限度額の引上げにより、約1,141万円、賦課額が増加する見込みです。</p> <p>なお、条例の条文については、2ページからの新旧対照表をご覧くださいまして、右側が現行、左側が改正案となっております。下線を引いた箇所が改正内容となります。以上で説明を終わります。</p> <p>ご質疑等ございますか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>それでは、入間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について(案)は、ご了承いただいてよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>では、議題4につきましては、議案のとおり了承いたします。</p> <p>以上で、本日の議事を終了いたします。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>これにて議長の任を解かせていただきます。事務局に進行をお願いします。</p> <p>それでは報告事項につきまして、事務局より報告等させていただきます。</p> <p>「糖尿病性腎症重症化予防事業について」説明いたします。</p> <p>資料5の1ページをご覧ください。</p> <p>この事業は、糖尿病性腎症で治療中の患者のうち、重症化するリスクの高い通院患者に対して保健指導を行い、人工透析への移行を防止するとともに、糖尿病が重症化するリスクの高い未受診者・受診中断者を医療に結びつけることを目的に、入間地区医師会様のご理解とご協力をいただきながら、平成26年度より埼玉県内の市町村に先駆けて実施しています。</p> <p>また、平成28年度からは、埼玉県の共同事業として実施されています。</p> <p>それでは、平成30年度の事業結果について、報告いたします。</p> <p>1、保健指導についてですが、糖尿病が重症化する可能性の高い方を対象に、ご自身の生活習慣を確認し、その改善に向けた支援を行うもので、23市内医療機関にご協力をいただき、保健指導対象者候補247人に参加案内通知を発送し、参加者を募集したところ、15人の参加がありました。そのうち、1人が途中辞退となりましたが、14人の方が、かかりつけ医の指示のもと、年7回または4回の保健指導を修了しました。</p> <p>参加者の検査値の平均をヘモグロビン・エーワンシー値で比較してみますと、初回面談時では7.2%ありました値が、最終面談時では7.0%となりました。ヘモグロビン・エーワンシー値が高いほど、高血糖状態にあり、日本糖尿病学会の糖尿病治療ガイドでは、合併症予防の観点から、ヘモグロビン・エーワンシーの目標値を7%未満としています。</p>
--------------------------------------	---

次に、継続支援についてですが、保健指導を修了した方に継続的なフォローを実施するもので、継続支援対象者47人に募集をしたところ、5人の参加があり、年2回、電話または対面での継続的なフォローを実施しました。

2ページをご覧ください。

保健指導に参加された14人にアンケート調査をお願いしたところ、12人からご回答をいただきました。自己管理の状況についての5つの質問の回答については、おおむね良い内容の回答となっています。

最後に、受診勧奨についてですが、特定健診の検査結果が悪い状態であるのに、医療機関を受診していない医療機関未受診者178人と、糖尿病の治療を中断していると思われる医療機関受診中断者25人に対して、医療機関への受診を促す通知を送付し、その後、電話での勧奨も実施しました。

また、勧奨後、医療機関への受診がみられない、未受診者116人、受診中断者14人に、再度、通知を送付し、更なる勧奨を行いました。

3ページをご覧ください。

今年度につきましても、埼玉県共同事業として実施します。それでは、令和元年度事業について、説明いたします。

保健指導については、対象者310人に対し、6月14日に募集案内通知を送付しました。参加申込は7月末までになります。7月19日現在、6名の参加申込があります。

継続支援については、対象者49人に対し、6月28日に募集案内通知を送付しました。7月31日まで参加募集します。7月19日現在、2名の参加申込があります。

受診勧奨については、医療機関未受診者153人と治療中断者17人に対し、5月31日に受診勧奨通知を送付いたしました。今年度より、eGFR（推算糸球体ろ過量）が2年連続で低下している者について、受診勧奨を行っており、未受診者153人のうち、6人が対象となっており、併せて勧奨を行いました。

更に、今年度より、糖尿病腎症と歯周病の相互の改善を図るため、「糖尿病の可能性があり、医科医療機関を受診していない者のうち、歯科医療機関にも未受診の者」及び「糖尿病で医科医療機関受診中の者であるが、歯科医療機関は未受診の者」に対して、歯科検診の受診勧奨も実施します。

8月に候補者を抽出し、勧奨通知の発送につきましては、9月頃を予定しています。

また、参考資料として、事業の委託業者である株式会社NTTデータからの報告書を添付いたしました。この報告書は、平成30年度に事業に参加した埼玉県内49市町の結果報告になります。以上で、糖尿病性腎症重症化予防事業の説明を終わります。

続きまして、高血圧者受診勧奨事業について、説明いたします。資料6をご覧ください。

高血圧者のうち、医療機関への未受診者及び受診中断者を医療に結びつけるとともに、高血圧以外に潜んでいる生活習慣病を予防することを目的に、平成29年度の新規事業として、高血圧者受診勧奨事業を実施し、平成30年度も実施いたしました。

<p>事務局</p> <p>事務局</p>	<p>特定健診の受診結果データをもとに、血圧の結果値が高い方を抽出し、レセプトデータから高血圧による医療機関への受診歴がない者163人に、また、最終受診日から6か月経過して受診記録がない受診中断者6人に対し、医療機関への受診勧奨を行いました。</p> <p>受診勧奨結果につきましては、受診勧奨の通知発送後、3か月間に医療機関に受診したのは、未受診者20人、受診中断者1人となっています。</p> <p>令和元年度につきましても、同様に実施いたします。</p> <p>以上で、高血圧者受診勧奨事業についての説明を終わります。</p> <p>最後に、本日、鮮やかなポロシャツと名札を着用している職員がいますが、昨年度と同様の取り組みになりますが、健康の保持・増進と医療費の増加を抑制するため、ポロシャツの胸に「見直そう！その生活習慣」、背中には「自分の健康は、自分で守る！」とし、被保険者自らが自分の健康を守る意識の高揚を図っていただき、また、名札には、「使ってみませんか？ジェネリック医薬品」とし、保険者と被保険者の互いの負担を抑制するため、それぞれPRを行っています。</p> <p>報告事項につきましては、以上になりますが、質問等ございますでしょうか。</p> <p>(質問なし)</p> <p>それでは、閉会のあいさつを晝間会長代理、お願いいたします。 (晝間会長代理あいさつ)</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>以上をもちまして、本日の会議を終了いたします。ありがとうございました。</p>
-----------------------	---